

世田谷区ブロック塀等撤去工事助成

(令和6年度版)

申請書類作成の手引き

世田谷区 防災街づくり課

目次

1. 助成の要件・金額	1
2. 手続きの流れ	2
3. 助成手続きの注意事項	3
4. 申請書作成見本	4
5. 申請書添付書類	5
(参考) 助成対象の判断	7
(参考) 助成対象となる長さの考え方	8
(参考) 撤去範囲が分かるものの作成例	9
(参考) 撤去高さの考え方	10
(参考) 塀の撤去にあたっての注意点	11
6. 完了届作成見本	12
7. 完了届添付書類	13
8. 助成金交付請求書作成見本	14

※ 工事は専門の施工業者に依頼してください。区では施工業者の紹介は行って
おりません。

※ 「住宅修改築業者あつせん制度」では、住宅の増築・改築・修繕などの区内業者をご紹介します。

(お問合せ先) 世田谷区住宅相談連絡協議会 電話：03-3413-3046

※ ブロック塀等撤去後に、建築基準法に違反した建築物または工作物を設置しないでください。建築基準法を遵守した管理をお願いいたします。

1. 助成の要件・金額

(1) 制度を利用できる方

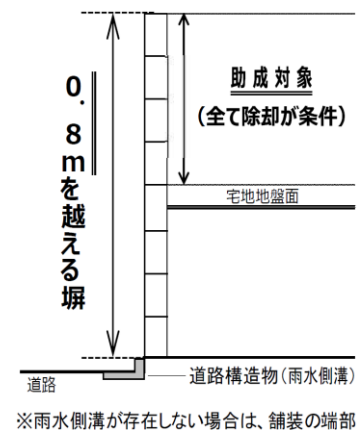
ブロック塀等の所有者、または土地所有者（法人は対象外）

※ 共有の場合、共有者全員の同意が得られた場合に限りです。

※ 分譲マンションの場合は管理組合理事長等代表者となります。マンションによっては所有者以外（区分所有者の配偶者、子など）が代表者となることもありますが、管理規約等でその旨確認できれば所有者以外でも助成金の申請者となることができます。管理組合がない場合は区分所有者の過半数の合意を得た代表者が申請を行ってください。

(2) 助成の対象（下記①～⑥全てを満たすもの）

- ① ブロック塀、万年塀、大谷石塀、その他組積造の構造であること。
- ② 道路に面していること。（ただし「狭あい道路」に面した塀は対象外です。）
※詳しくはお問合せ下さい。
※隣地との境にある塀等は対象外になります。
- ③ 道路構造物端部からの高さが0.8mを超えるもの。
- ④ 撤去工事前である塀であること。
※既に撤去したブロック塀等は、助成対象になりません。
- ⑤ 家屋の新築、増改築等（建築確認申請が必要なもの）及び解体を伴わないもの。
- ⑥ 地面よりも上部に存するブロック塀等の全部を取り除く工事であること。



(3) 助成金の交付額

助成額は、つぎの表のとおりです。

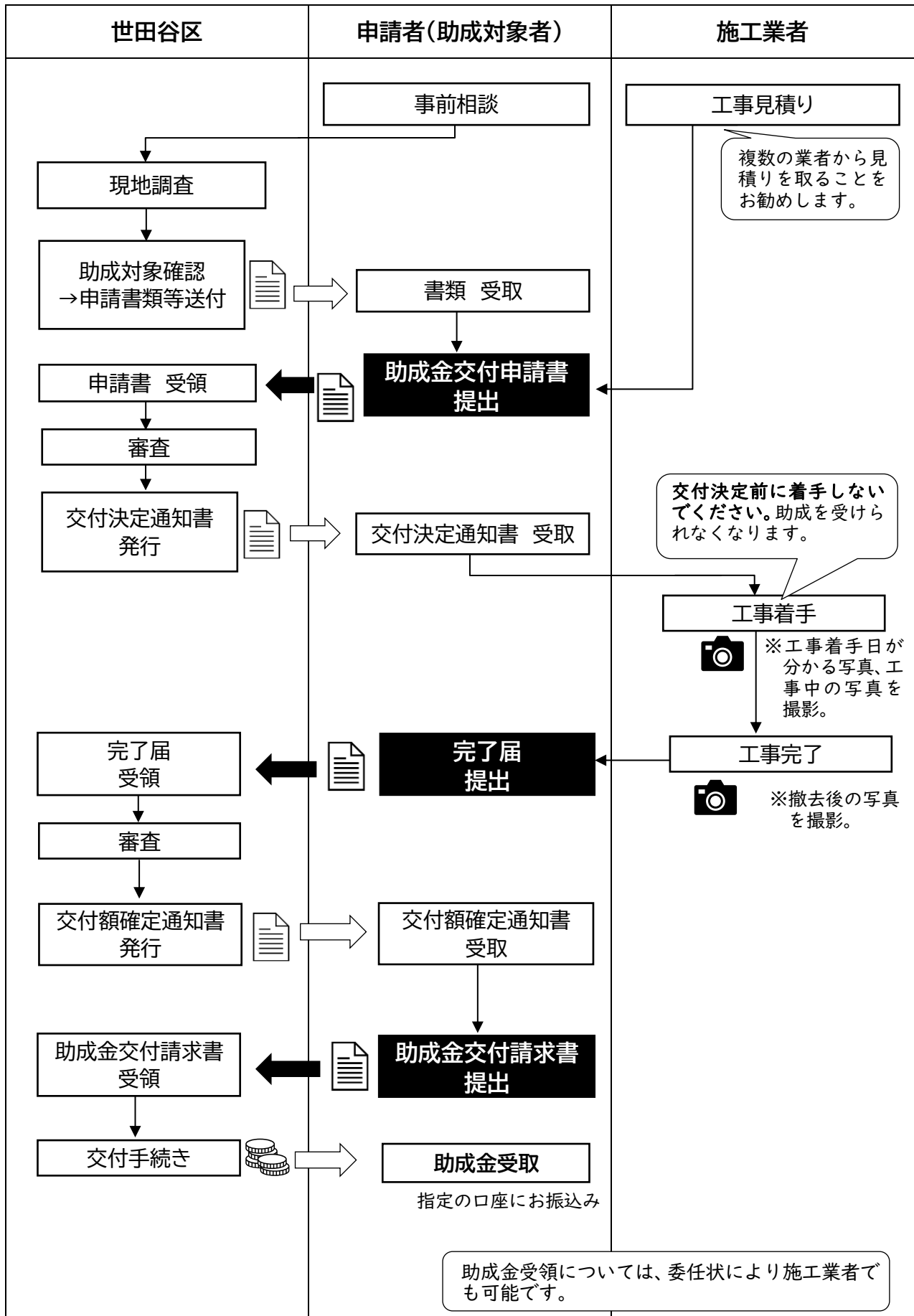
	延長（塀の長さ）1mあたりの交付額
通常	5,000円
（通学路沿いの場合）	8,000円

※実際に要した費用（税込）がこの表に定める金額よりも少ない場合は、その要した費用を助成金の交付額とします。

※最大で **20万円** を上限とします。

※助成金の交付額は、1,000円未満の金額を切り捨てとします。

2. 手続きの流れ



3. 助成手続きの注意事項 ※撤去工事着手前に申請してください

(1) 助成の対象となるブロック塀等について

ブロック塀等撤去工事助成金交付要綱で助成の対象に定められたブロック塀等に限ります。(別紙 案内図赤線部分)

(2) 申請書への記載について

①長さについては、道路側正面から見た塀の長さを記載してください。

②ブロック塀等の高さが一定でない場合、高さが0.8mを超える部分が1箇所でも存在する場合は、その塀の全長が助成対象となります。

③道路に面した門柱についても助成対象となります。

(3) 対象の塀について

道路に面する部分(宅地の地盤が接している部分を除く)を全て(間口・高さとも)撤去することが助成の条件となります。一部だけを除却する場合については、助成対象となりませんのでご注意ください。

(ただし、独立した複数の塀が存在する場合はこの限りではありません。)

(4) 一体の構造の塀について

対象の塀が、道路に面していない箇所に設置されている塀と一体の構造となっている場合、道路に面した部分のみを除却してしまうと、他の部分の強度が弱くなってしまふ恐れがあります。その場合の補強にかかる費用については、助成の対象とはなりません。

(5) 鉄筋コンクリート造(RC塀)について

「ブロック塀等」とは、建築用コンクリートブロックの塀、鉄筋コンクリート組立塀(万年塀)、大谷石積塀、レンガ積塀等の塀を指します。現場打設による鉄筋コンクリート造の塀(RC塀)は対象となりませんのでご注意ください。

(6) 他の助成制度を利用して塀を撤去する場合

生垣緑化助成等、他の助成制度を利用して対象の塀を撤去する場合、本助成制度はご利用になれませんのでご注意ください。

(7) 助成対象者について

助成対象者は所有者(P.1「1.(1)制度を利用できる方」参照)であり、ブロック塀等を撤去する工事の発注者です。申請者と工事の発注者が異なる場合は助成対象外となりますのでご注意ください。

4. 申請書作成見本

第1号様式（第6条関係）

申請日を書いてください。

令和6年4月1日

世田谷区ブロック塀等撤去工事助成金交付申請書

世田谷区長 あて

申請者は所有者(共有や区分所有の場合には代表者)です。

(郵便番号158-0094)

申請者 住所 世田谷区玉川1-20-1

氏名 世田谷 太郎
電話番号 03(643)7177

押印が必要です。
申請から完了、請求まで同一の印鑑としてください。

見積書に記載されている総額とその内既存の塀を撤去する額を書いてください。分からなければ空欄でお持ちください。
既存塀撤去以外の工事がなければ同一の額となります。

成金について、下記のとおり交

記

予定の工事期間を書いてください。

所在	(住居表示) 世田谷区 玉川1丁目 20番 1号 (地名地番) 世田谷区 玉川1丁目 48番地 1			
工事期間	令和5年5月15日 ~ 令和5年5月30日			
工事費 (税込)	385,000円 (内撤去に要する工事費 385,000円)			
塀1 (※)	構造	コンクリートブロック塀・万年塀・大谷石・その他		
	高さ	1.8m	長さ	10.2m
塀2	構造	コンクリートブロック塀・万年塀・大谷石・その他		
	高さ	1.8m	長さ	6.0m
塀3	構造	コンクリートブロック塀・万年塀・大谷石・その他		
	高さ	1.8m	長さ	2.2m

※ 該当する塀が4以上ある場合は、表を追加すること（別紙でも可）

連絡先（※申請者以外が窓口で手続きする場合は連絡先を記載）

会社名：
住所：
氏名：
電話番号：

申請書右上の申請者以外が連絡先となる場合はこちらに氏名や郵送先住所、連絡先となる電話番号を書いてください。
親族等の場合、会社名は記入不要ですが、氏名の後にかっこ書きで申請者との続柄を書いてください。(例:世田谷 次郎(長男))

5. 申請書添付資料

(1) 当該ブロック塀等の所有者を確認することができる証明書類

- ・土地または建物の登記事項証明書

世田谷区内の発行場所は下記のとおりです。

法務省東京法務局世田谷出張所

所在地：世田谷区若林4-22-23 世田谷合同庁舎2階

電話番号：03-5481-7519

(2) 【共有の場合】申請者が代表者となり助成対象事業を行う旨の同意書

- ・全員の書面による同意が必要です。

(3) 【区分所有の場合】申請者が代表者であることを確認できる書類

- ・管理組合理事長の場合は理事長決定時の理事会議事録等。
- ・管理組合が無い場合は区分所有者による集会議事録等。

(4) 【区分所有の場合】助成対象事業を行う旨が確認できる書類

- ・助成制度を利用してブロック塀等を撤去することを決議した集会議事録等。

(5) 住民税の滞納がないことを証する書類（申請者のみ）

※世田谷区に住民票があり同意欄に署名した場合は、助成担当部署から納税担当部署に納税情報について照会をして確認するため、提出不要です。

- ・住民税納税証明書（前年度の住民納税証明書（未納がないもの）又は非課税証明書）
- ・共有、区分所有の場合は申請者となる代表者のもの

住民税納税証明書・非課税証明書の発行はお住まいの自治体にお問い合わせください。

世田谷区の発行場所は下記のとおりです。

- ・区財務部 納税課 収納・税証明係

所在地：世田谷区世田谷4-21-27 第一庁舎1階

電話番号：03-5432-2197

- ・総合支所（北沢・玉川・砧・烏山）くみん窓口区民担当
- ・出張所（太子堂・経堂・用賀・二子玉川・烏山）
- ・一部のコンビニエンスストア（発行機能の有無は店舗にご確認ください。）

(6) 所在地の案内図

- ・対象のブロック塀等の所在地が分かる案内図。塀が複数ある場合は、塀に番号を付番し申請書と照合できるようにしてください。(区の職員が送付した案内図をそのまま利用してもよいです。)



▲この地図の作成に当たっては、国際航業株式会社の承諾を得て、国際航業株式会社に著作権が帰属する白地図データベースを使用しています。

(7) 撤去範囲が分かるもの

- ・撤去するブロック塀等の範囲が分かる図面等。写真への書込み等でもよいです。(P.9「撤去範囲が分かるものの作成例」参照)

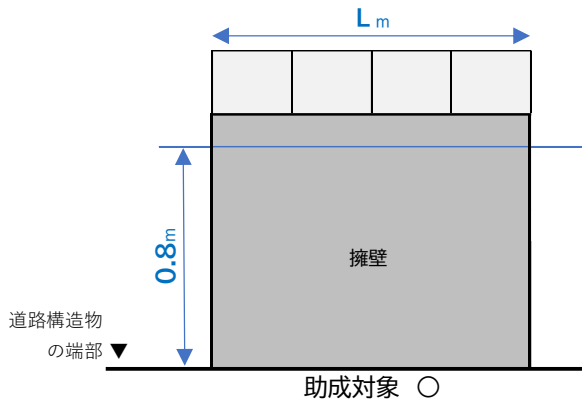
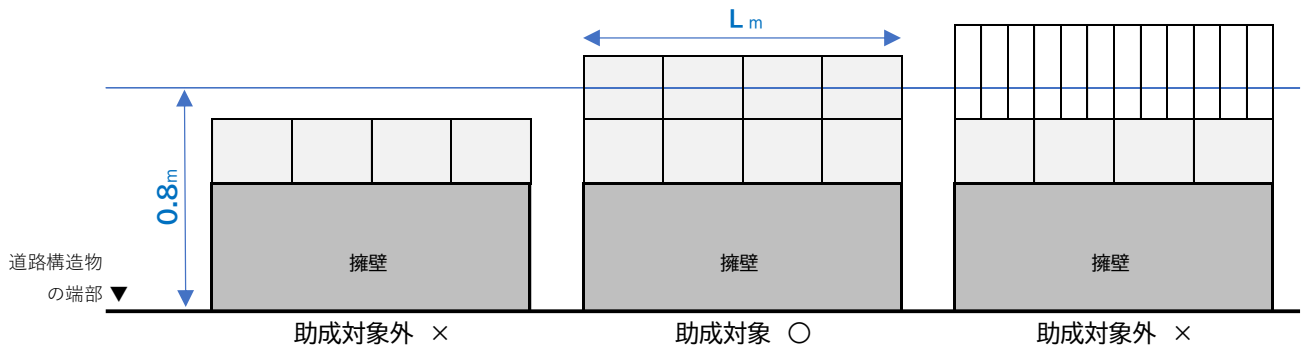
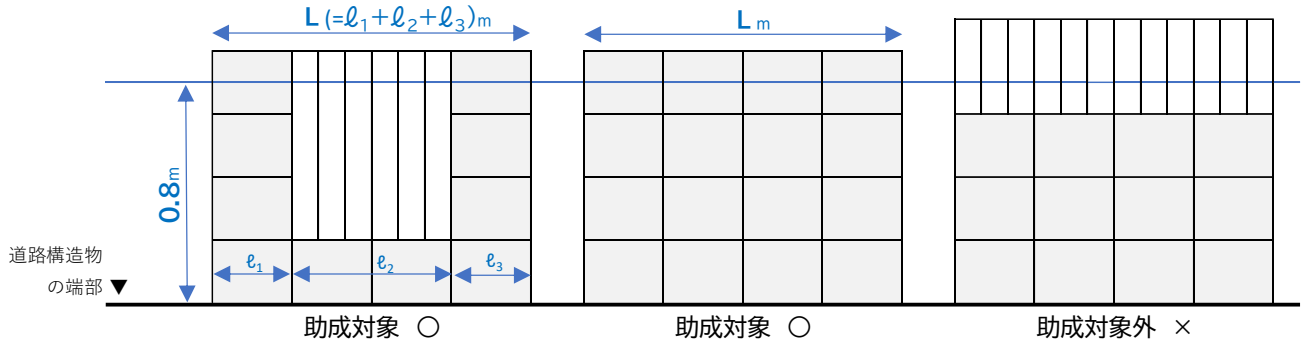
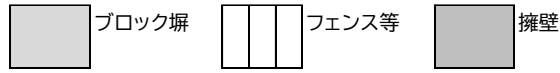
(8) 工事見積書の写し

- ・申請範囲の塀の撤去工事費用の項目と金額が明記された見積書をご提出下さい。
- ・門柱及びフェンス等の撤去費用も含みます。

(9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

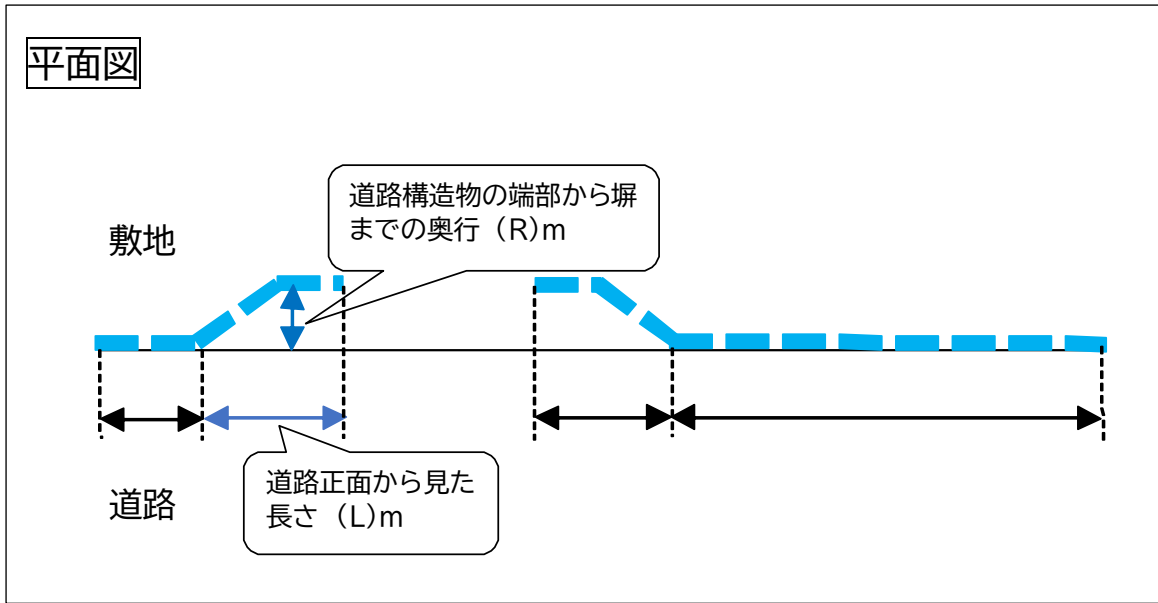
- ・区長が必要と認めた場合のみ、当該書類の提出して下さい。

(参考) 助成対象の判断



(参考) 助成対象となる長さの考え方

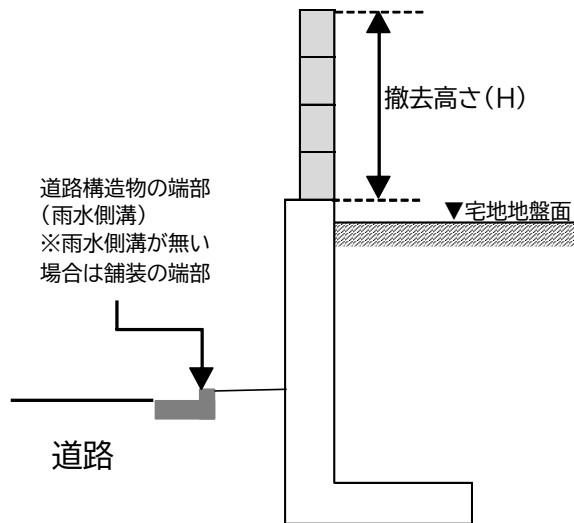
道路から後退している塀の場合



考え方

$R < H$ の場合(撤去する塀の高さ(H)が、道路構造物の端部から塀までの奥行(R)より大きい場合)は、その部分の道路正面から見た投影長さ(L)が助成対象となります。

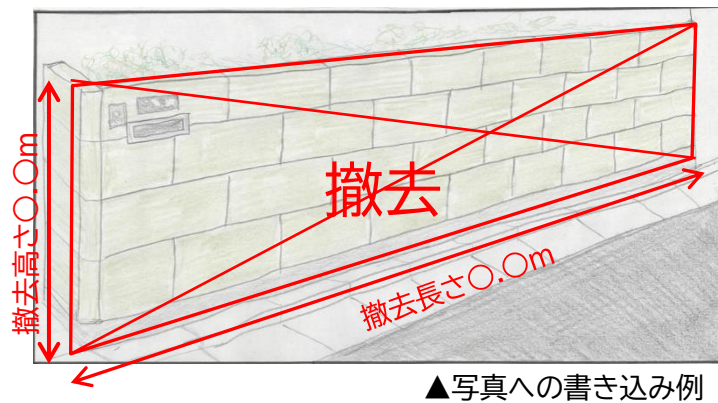
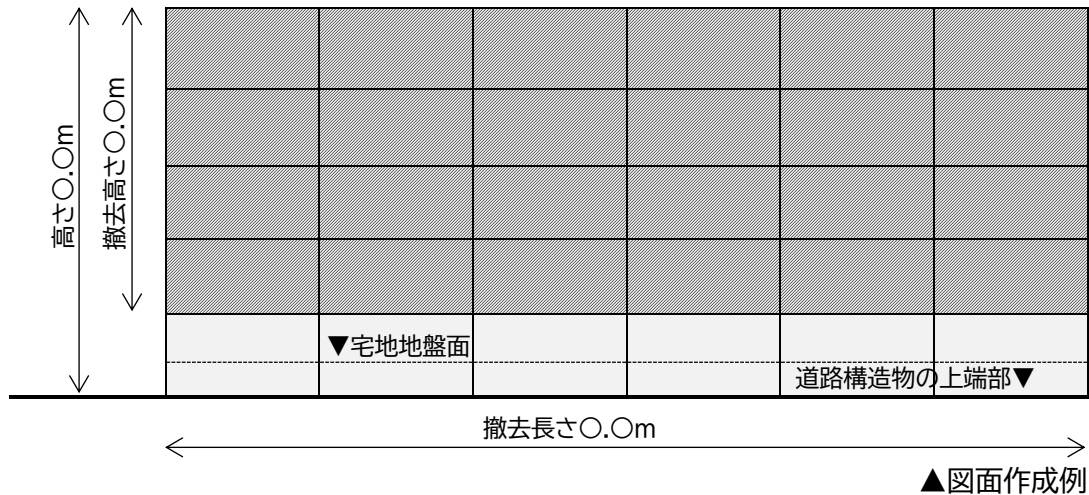
断面図



(参考) 撤去範囲の分かるものの作成例

以下の点が分かるように作成してください。

- 撤去する塀の範囲
- 撤去する塀の高さ
- 撤去する塀の長さ
- (道路と高低差があり土留め部分を残す場合は) 宅地内の地盤面の位置

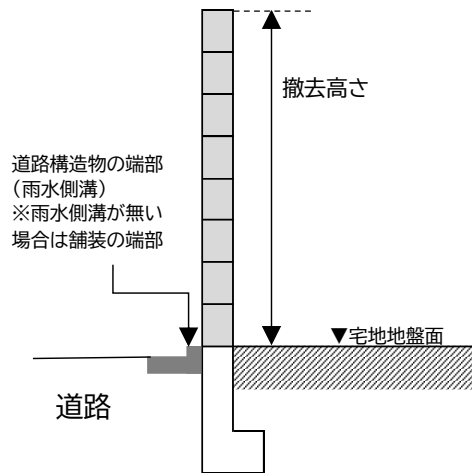


注意点

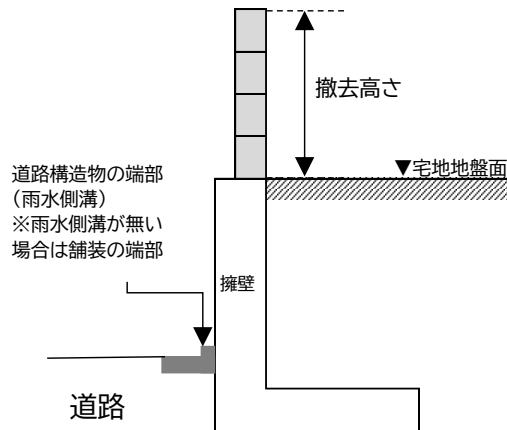
- ① 道路に面する部分(宅地地盤が現に接しているブロック塀等の部分を除く)を全て撤去することが助成の条件となります。一部だけを撤去する場合には、助成対象となりませんのでご注意ください。
- ② 撤去する塀の高さが、道路構造物の端部から塀までの奥行よりも大きい部分は、その部分について、道路正面から見た水平投影長さが助成の対象範囲となります。(P.8「助成対象となる長さの考え方」参照)

(参考) 撤去高さの考え方

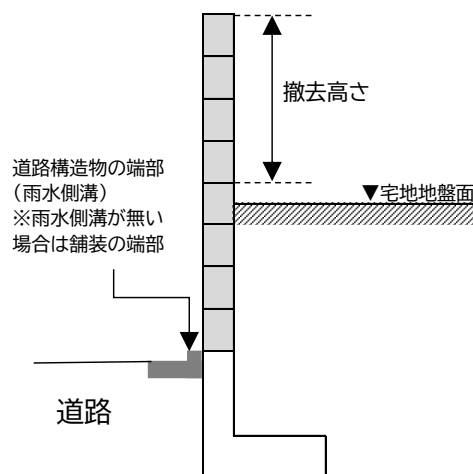
- ① 原則として、道路構造物の端部よりも上のブロック塀等は全て撤去すること。



- ② 擁壁の上にブロック塀等が設置されている箇所は、擁壁よりも上部に存するブロック塀等は全て撤去すること。



- ③ 道路構造物の端部の高さ宅地地盤面の高さが異なり、ブロック塀等の一部に宅地地盤が接している場合は、宅地地盤が接していないブロック等の部分は全て撤去すること。

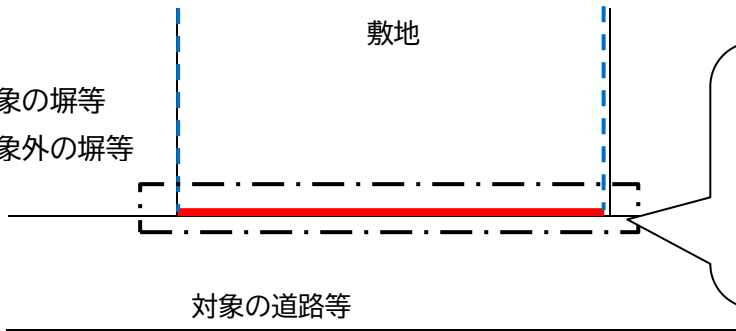


塀等を部分的に撤去する場合は、残った部分が危険にならないよう十分ご注意ください。

(参考) 塀の撤去にあたっての注意点

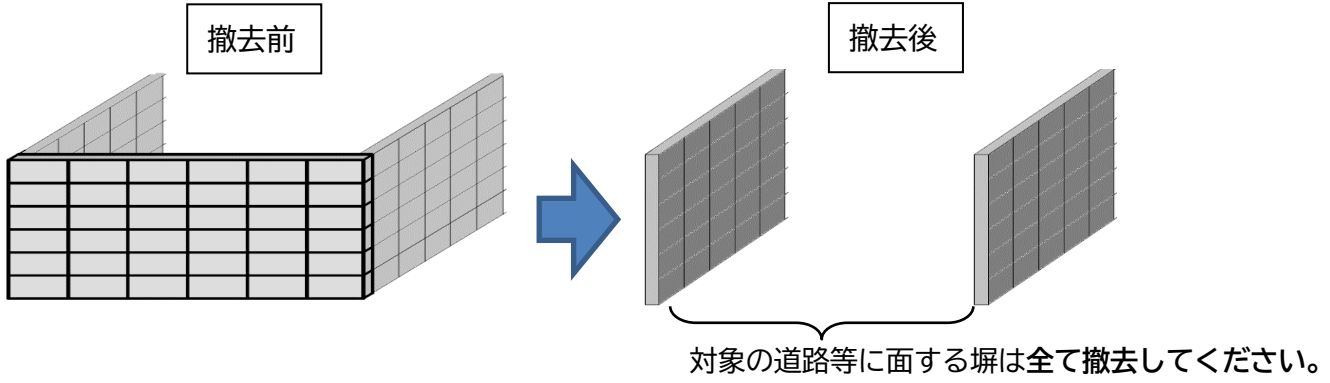
平面図

- 助成対象の塀等
- - - 助成対象外の塀等



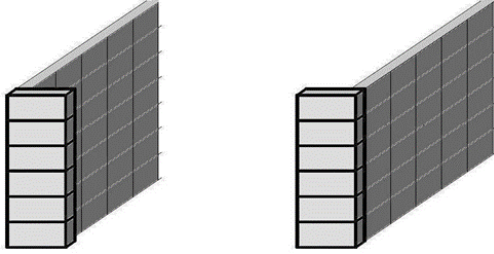
※対象の道路等に面するブロック塀等は、**全て撤去**する必要があります。原則として、一部で残した場合、助成対象となりませんのでご注意ください。

○ 助成対象の事例 (工事イメージ)

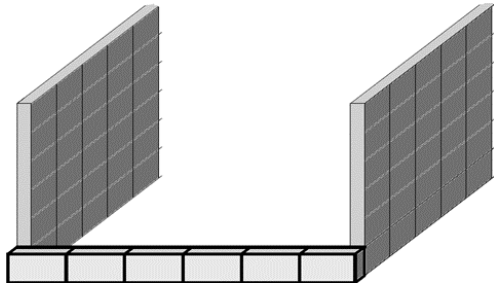


× 助成対象外の事例

例1：隣地境の塀に横方向で接するブロック塀等を1列残している。



例2：宅地地盤面が現に接しているブロック等の部分よりも上部に積まれたブロック塀等を1段残している。



- ※助成対象外の塀を支えるためであっても、道路等に面する塀を一部でも残した場合は、助成対象工事となりませんのでご注意ください。
- ※助成対象外の塀の補強にかかる費用については、助成対象外となります。
- ※道路構造物の端部の高さ宅地地盤面の高さが異なる場合は、P.10「(参考) 撤去高さの考え方」をご参照ください。

6. 完了届作成見本

第7号様式（第11条関係）

令和6年6月20日

世田谷区ブロック塀等撤去工事助成金助成対象事業完了届

世田谷区長 あて

申請者 住所 世田谷区玉川1-20-1

氏名 世田谷 太郎 世田

助成金交付決定通知の右上の日付けと番号を書いてください。

令和6年4月15日付6世防街第〇〇号による世田谷区ブロック塀等撤去工事助成金の交付決定に係る助成対象建築物について、助成対象事業が完了したので、届け出ます。

記

所在地	(住居表示) 世田谷区 玉川1丁目 20番 1号 (地名地番) 世田谷区 玉川1丁目 48番地 1
工事期間	令和6年5月15日 ~ 令和6年5月30日
工事費 (税込)	385,000円 (内撤去に要する工事費 385,000円)

添付書類

■ 工事写真 (以下の①②いずれも)

①対象のブロック塀等の撤去工事着手日が判断できる写真

②対象のブロック塀等が全て撤去された状態(※)の写真

※ブロック塀等の撤去後に工作物を設置する場合、設置工事開始前の状況を撮影すること

■ 【助成金を申請者が受領する場合】

ブロック塀等の撤去工事に係る請求書又は領収書の写し

□ 【助成金の受領を施工業者に委任する場合】

①自己負担額がある場合はその請求書又は領収書の写し

②委任状(助成金の受領を委任する旨)

□ 交付申請時の工事見積額と完了時の工事費が異なる場合は、費用の内訳が分かるもの

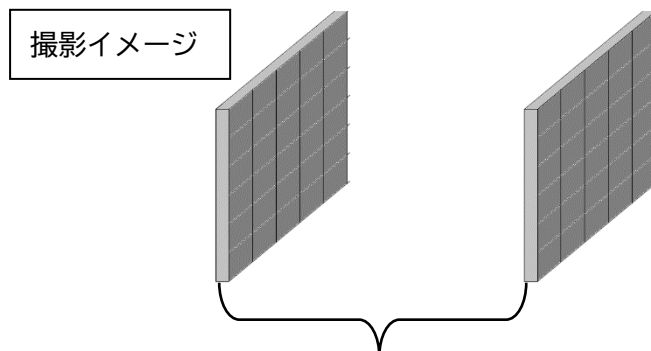
□ 区長が必要と認める書類

領収書の額を書いてください。分からなければ空欄でお持ちください。申請時と額が変わった場合は、何が変わったか確認するため変更の内訳書を一緒に提出ください。

7. 完了届添付書類

(1) 工事写真

- ・ 撤去工事着手日がわかる写真を撮影してください。
- ・ 対象のブロック塀等が全て撤去されていることが分かる写真を撮影してください。
- ・ 対象の塀を撤去後、新たに塀やフェンスを設置する場合は、設置工事開始前の状況を撮影してください。



道路に面する塀が全て撤去された状態を撮影してください。

(2) - 1 請求書又は領収書の写し【申請者に助成金をお支払いする場合】

- ・ 撤去費用について工事業者から申請者にあてた請求書の写し又は支払いが完了していることが確認できる書類（領収書等）をご提出ください。

(2) - 2 ①請求書又は領収書の写し【工事業者に助成金の受領を委任する場合】

- ・ 自己負担額（工事費用総額から助成額を引いた額）について工事業者が申請者にあてた請求書の写し又は領収書の写しをご提出ください。

(2) - 2 ②委任状【工事業者に助成金の受領を委任する場合】

- ・ 申請者に代わって工事業者が助成金を受領することに対する委任状です。書式は別途お渡しします。

(3) 費用の内訳書（交付申請時の見積額と完了時の工事費が異なる場合に限る）

- ・ 申請書（第1号様式）で提出した見積書の金額と異なる場合は、費用の内訳が分かるものをご提出ください。

8. 助成金交付請求書作成見本

第11号様式（第15条関係）

令和6年7月5日

世田谷区ブロック塀等撤去工事助成金交付請求書

世田谷区長 あて

助成金交付額確定通知の右上に記載の日付けと番号を書いてください。

申請者 住所 世田谷区玉川1-20-1
氏名 世田谷 太郎 世田谷

令和6年6月30日付6世防衛第〇〇〇号-〇で交付額を確定した旨の通知のあった世田谷区ブロック塀等撤去工事助成金について、下記のとおり請求します。

記

助成金交付額確定通知にある助成額を書いてください。

助成金請求金額			十	万	千	百	十	円
			¥	9	2	0	0	0
※ 金額は、アラビア数字を使用し、訂正はできません。 ※ 金額の頭に、「¥」の記号を併記してください。								

添付書類

- 領収書の写し
- 口座振込依頼書兼登録申請書